（証券コード　9508）
平成28年６月７日

株　主　各　位

福岡市中央区渡辺通二丁目１番82号
九　州　電　力　株　式　会　社
代表取締役社長　瓜　生　道　明

第92回定時株主総会招集のお知らせ

拝啓　平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
本年４月の熊本地震により被災されました皆さまに心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興をお祈り申しあげます。
さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何とぞご出席くださいますようご案内申しあげます。
なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又は電磁的方法による議決権行使が可能でございますので、お手数ながら、後記の参考書類をご高覧のうえ、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

＜書面による議決権行使の場合＞
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、折り返しお送りください。

＜電磁的方法による議決権行使の場合＞
同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、パソコンから当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト（http://www.web54.net）へアクセスのうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、お手続の際には、後記の「議決権の行使についてのご案内」（26ページから27ページ）を必ずご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1	日　　時	平成28年６月28日（火曜日）午前10時
2	場　　所	福岡市中央区渡辺通一丁目１番２号 ホテルニューオータニ博多　４階「鶴の間」 （末尾のご案内図をご参照ください。）

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票として使用いたしますので、お手数ながら、必ず会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、**議決権を行使することができる株主以外の方（株主でない代理人の方など）はご入場いただけません**のでご注意ください。

3　目的事項

報 告 事 項

1　第92期（平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告について

2　会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告について

決 議 事 項

＜会社提案（第１号議案から第４号議案まで）＞

第１号議案　剰余金の処分について
第２号議案　取締役全員任期満了につき14名選任について
第３号議案　監査役３名選任について
第４号議案　補欠監査役１名選任について

＜株主提案（第５号議案から第11号議案まで）＞

第５号議案　定款の一部変更について（1）
第６号議案　定款の一部変更について（2）
第７号議案　定款の一部変更について（3）
第８号議案　定款の一部変更について（4）
第９号議案　定款の一部変更について（5）
第10号議案　定款の一部変更について（6）
第11号議案　定款の一部変更について（7）

上記各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」（３ページから24ページ）に記載してあります。

以　上

連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html）に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、これらの計算関係書類につきましては、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

参考書類等に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_index）に掲載しますのでご了承ください。

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

＜会社提案（第１号議案から第４号議案まで）＞

第１号議案から第４号議案までは、会社提案によるものであります。

第１号議案　剰余金の処分について

当社は、安定配当を維持するとともに、中長期的な観点から株主の皆さまの利益拡大を図ることを利益配分の基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績や財務状況等を総合的に勘案し、普通株式１株につき５円といたしたいと存じます。また、Ａ種優先株式の配当につきましては、定款の定めに基づき、累積未払Ａ種優先配当金を含め、１株につき7,153,763円といたしたいと存じます。

なお、配当原資につきましては、その他資本剰余金といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1　株主に対する配当財産の種類及び割当てに関する事項並びにその総額

当社普通株式			
1株につき金 5円		総額	2,369,893,165円
当社Ａ種優先株式			
1株につき金 7,153,763円		総額	7,153,763,000円
	計	総額	9,523,656,165円

2　剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月29日

第２号議案　取締役全員任期満了につき14名選任について

現任取締役14名は本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役14名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の指名にあたっては、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、社外取締役を委員長とする人事等検討委員会からの答申を踏まえ、取締役会で決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社普通株式の数
1	貫（ぬき）　正義（まさよし） （昭和20年１月27日生）	昭和43年４月　当社入社 平成19年６月　当社取締役常務執行役員事業開発本部長 兼情報通信本部長 平成21年６月　当社代表取締役副社長お客さま本部長 平成22年６月　当社代表取締役副社長 平成24年４月　当社代表取締役会長 現在に至る	45,103株
		〔取締役候補者とした理由〕 平成19年に取締役に就任以来９年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、平成21年の代表取締役副社長への就任を経て、平成24年に代表取締役会長に就任し、取締役会議長を務めるなど、経営全般に携わっております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
普通株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">瓜生道明（うりう みちあき）
（昭和24年３月18日生）</td><td>昭和50年４月　当社入社
平成21年６月　当社取締役常務執行役員火力発電本部長
平成23年６月　当社代表取締役副社長火力発電本部長
平成24年１月　当社代表取締役副社長
平成24年４月　当社代表取締役社長
現在に至る
〈重要な兼職の状況〉
株式会社九電工社外監査役
株式会社西日本シティ銀行社外取締役</td><td>24,000株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔取締役候補者とした理由〕
平成21年に取締役に就任以来７年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、平成23年の代表取締役副社長への就任を経て、平成24年に代表取締役社長に就任し、当社の経営全般にわたり業務執行の指揮を執っております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">佐藤尚文（さとう なおふみ）
（昭和26年８月27日生）</td><td>昭和51年４月　当社入社
平成23年６月　当社上席執行役員業務本部長
平成24年６月　当社取締役常務執行役員業務本部長
平成26年６月　当社代表取締役副社長
現在に至る
〈重要な兼職の状況〉
株式会社ＲＫＢ毎日ホールディングス社外取締役
西日本鉄道株式会社社外取締役（平成28年６月29日就任予定）</td><td>18,711株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔取締役候補者とした理由〕
平成24年に取締役に就任以来４年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、平成26年に代表取締役副社長に就任し、当社の経営全般にわたり社長の業務執行を補佐しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
普通株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td rowspan="2">荒牧（あらまき） 智之（ともゆき）
（昭和27年10月23日生）</td><td>昭和50年４月　当社入社
平成22年７月　当社上席執行役員事業推進本部長兼人材活性化本部長
平成24年６月　当社取締役常務執行役員人材活性化本部長兼社長室長
平成26年６月　当社取締役常務執行役員人材活性化本部長
（社長室に関する事項）
平成27年６月　当社代表取締役副社長（社長室に関する事項、
ＣＳＲに関する事項、危機管理官）
現在に至る</td><td>20,400株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔取締役候補者とした理由〕
平成24年に取締役に就任以来４年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、平成27年に代表取締役副社長に就任し、ＣＳＲに関する事項をはじめ経営全般にわたり社長の業務執行を補佐しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td rowspan="2">伊崎（いざき） 数博（かずひろ）
（昭和29年１月12日生）</td><td>昭和53年４月　当社入社
平成23年６月　当社執行役員火力発電本部副本部長
平成24年１月　当社上席執行役員火力発電本部長
平成24年６月　当社取締役上席執行役員火力発電本部長
平成24年７月　当社取締役上席執行役員発電本部副本部長
平成25年６月　当社取締役常務執行役員発電本部長
平成27年６月　当社代表取締役副社長発電本部長
現在に至る
〈重要な兼職の状況〉
日本タングステン株式会社社外取締役</td><td>12,303株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔取締役候補者とした理由〕
平成24年に取締役に就任以来４年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、平成27年に代表取締役副社長に就任し、発電部門をはじめ経営全般にわたり社長の業務執行を補佐しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
普通株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td rowspan="2">佐々木（ささき）　有（ゆう）　三（ぞう）
（昭和28年４月18日生）</td><td>昭和53年４月　当社入社
平成23年６月　当社上席執行役員技術本部長
平成26年６月　当社取締役常務執行役員技術本部長
現在に至る
〈重要な兼職の状況〉
株式会社富士ピー・エス社外取締役（平成28年６月21日就任予定）</td><td>23,000株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔取締役候補者とした理由〕
平成22年に執行役員に就任し、主に土木部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。
また、平成26年に取締役に就任以来２年間にわたり当社の経営に参画しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td rowspan="2">山（やま）元（もと）春（はる）義（よし）
（昭和22年４月25日生）</td><td>昭和47年４月　当社入社
平成21年６月　当社取締役常務執行役員川内原子力総合事務所長
平成23年６月　当社代表取締役副社長原子力発電本部長
兼川内原子力総合事務所長
平成24年６月　当社代表取締役副社長原子力発電本部長
平成24年７月　当社代表取締役副社長発電本部長
平成25年６月　当社代表取締役副社長
平成27年６月　同上退任
平成27年６月　当社取締役
平成27年10月　当社取締役（原子力発電事業に係る社長特命事項）
現在に至る</td><td>29,806株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔取締役候補者とした理由〕
平成21年に取締役に就任以来７年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、そのうち平成23年から平成27年まで代表取締役副社長を務め、原子力発電部門をはじめ経営全般にわたり社長の業務執行を補佐してまいりました。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
普通株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td rowspan="2">薬真寺（やくしんじ）　偉臣（ひでおみ）
（昭和28年４月８日生）</td><td>昭和51年４月　当社入社
平成23年７月　当社執行役員熊本支社長
平成24年６月　当社取締役上席執行役員立地本部長兼地域共生本部長
平成25年６月　当社取締役常務執行役員立地本部長兼地域共生本部長
平成26年６月　当社取締役常務執行役員地域共生本部長
現在に至る</td><td>9,801株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔取締役候補者とした理由〕
平成22年に執行役員に就任し、主に総務部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。
また、平成24年に取締役に就任以来４年間にわたり当社の経営に参画しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td rowspan="2">中村（なかむら）　明（あきら）
（昭和26年６月２日生）</td><td>昭和52年４月　当社入社
平成23年６月　当社上席執行役員原子力発電本部副本部長
平成24年７月　当社上席執行役員発電本部（安全・品質保証担当）
平成27年６月　当社取締役常務執行役員発電本部副本部長
現在に至る</td><td>26,912株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔取締役候補者とした理由〕
平成20年に執行役員に就任し、主に原子力発電部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。
また、平成27年に取締役に就任して以降、当社の経営に参画しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
</table>

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社普通株式の数
10	わたなべ よしろう 渡辺義朗 (昭和29年1月25日生)	昭和52年4月　当社入社 平成23年7月　当社理事お客さま本部部長（営業） 平成24年6月　当社執行役員熊本支社長 平成26年6月　当社上席執行役員経営管理本部長 平成27年6月　当社取締役常務執行役員お客さま本部長 平成27年7月　当社取締役常務執行役員営業本部長 現在に至る	11,248株
		〔取締役候補者とした理由〕 平成24年に執行役員に就任し、主に営業部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。 また、平成27年に取締役に就任して以降、当社の経営に参画しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	
11	ながお なるみ 長尾成美 (昭和30年1月8日生)	昭和52年4月　当社入社 平成23年7月　当社経営企画本部部長（経営戦略） 平成24年6月　当社執行役員経営企画本部副本部長 平成26年6月　当社上席執行役員経営企画本部長 平成27年6月　当社取締役常務執行役員経営企画本部長 現在に至る	7,205株
		〔取締役候補者とした理由〕 平成24年に執行役員に就任し、主に経営企画部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。 また、平成27年に取締役に就任して以降、当社の経営に参画しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社普通株式の数
12	※ 山崎（やまさき）　尚（たかし） (昭和28年10月17日生)	昭和51年４月　当社入社 平成23年７月　当社執行役員大分支社長 平成25年６月　当社上席執行役員電力輸送本部長 現在に至る	24,500株
		〔取締役候補者とした理由〕 平成23年に執行役員に就任し、主に電力輸送部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	
13	渡辺（わたなべ）　顯好（あきよし） (昭和17年８月10日生)	平成８年６月　トヨタ自動車株式会社取締役 平成10年６月　トヨタ自動車九州株式会社取締役（非常勤） 平成13年６月　トヨタ自動車株式会社常務取締役 平成14年６月　同上退任 平成14年６月　トヨタ自動車九州株式会社代表取締役社長 平成19年５月　社団法人九州経済連合会（現一般社団法人九州経済連合会）副会長（平成27年６月まで） 平成20年６月　トヨタ自動車九州株式会社代表取締役会長 平成21年６月　当社取締役 現在に至る 平成23年６月　トヨタ自動車九州株式会社相談役 平成23年６月　株式会社九電工取締役（非常勤） 現在に至る 平成27年６月　トヨタ自動車九州株式会社相談役退任 〈重要な兼職の状況〉 株式会社九電工社外取締役	15,000株
		〔取締役候補者とした理由〕 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と識見を有しており、当社社外取締役として相応しい人格、識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただけ、かつ、その監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	

番号	氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
14	菊川（きくかわ）律子（りつこ） （昭和27年２月22日生）	昭和49年４月　福岡県庁入庁 平成17年４月　福岡県立社会教育総合センター所長 平成19年４月　福岡県立図書館長 平成20年３月　福岡県退職 平成20年４月　独立行政法人国立青少年教育振興機構理事 平成23年３月　同上退任 平成24年４月　国立大学法人九州大学理事 平成26年９月　同上退任 平成26年10月　放送大学学園特任教授福岡学習センター所長 現在に至る 平成27年６月　当社取締役 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 放送大学学園特任教授福岡学習センター所長	200株
		〔取締役候補者とした理由〕 主として教育分野など長年にわたる国及び地方行政での豊富な経験と識見を有しており、当社社外取締役として相応しい人格、識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただけ、かつ、その監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	

（※印は、新任候補者であります。）

（注）　1　当社は、薬真寺偉臣氏が代表取締役社長を務める記録情報マネジメント株式会社と古紙リサイクル処理に関する業務委託、物品の購入などの取引を行っております。

2　渡辺顯好氏、菊川律子氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。

3　渡辺顯好氏、菊川律子氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、両氏が選任された場合、各証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html）に掲載しております。

4　渡辺顯好氏は、当社の関連会社である株式会社九電工の社外取締役を務めております。

5　菊川律子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、国立大学法人九州大学理事などの幅広い経験により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

6　当社は、渡辺顯好氏、菊川律子氏との間に、それぞれ会社法第423条第１項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しており、両氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。

7　渡辺顯好氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって７年であります。

8　菊川律子氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって１年であります。

第３号議案　監査役３名選任について

本総会終結の時をもって、監査役小野丈夫、内海善雄の両氏が任期満了となり、また、監査役山出和幸氏が辞任いたしますので、あらためて監査役３名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の指名にあたっては、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、社外取締役を委員長とする人事等検討委員会からの答申を踏まえ、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社普通株式の数
1	※ 亀井英次（かめいえいじ） （昭和28年８月６日生）	昭和54年４月　当社入社 平成23年６月　当社執行役員経営企画本部副本部長 平成25年６月　当社執行役員大分支社長 現在に至る	11,614株
		〔監査役候補者とした理由〕 平成23年に執行役員に就任し、主に経営企画部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。また、電力輸送部門や支社長を経験するなど、当社の幅広い業務に精通しており、適正な監査を行う能力を有しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、監査役に適任であると判断しております。	

番号	氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
2	※ 井 上 雄 介（いのうえ ゆうすけ） （昭和24年５月10日生）	昭和48年４月　日本銀行入行 昭和60年３月　同行退職 昭和60年４月　株式会社福岡相互銀行入行 昭和61年６月　同行取締役 平成元年２月　株式会社福岡シティ銀行（株式会社福岡相互銀行から商号変更）取締役 平成２年６月　同行常務取締役 平成５年６月　同行代表取締役専務 平成９年６月　同行代表取締役副頭取 平成15年６月　同上退任 平成15年７月　九州カード株式会社代表取締役会長 平成17年６月　同上退任 平成17年６月　九州債権回収株式会社代表取締役会長 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 九州債権回収株式会社代表取締役会長	なし
		〔監査役候補者とした理由〕 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と識見を有しており、当社社外監査役として相応しい人格、識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただけ、かつ、その監査・監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	

番号	氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
3	※ 古賀和孝（こが かずたか） （昭和30年９月17日生）	昭和61年４月　弁護士登録 現在に至る 平成元年４月　古賀和孝法律事務所（現古賀・花島法律事務所）設立 現在に至る 平成19年10月　マックスバリュ九州株式会社監査役（非常勤） 現在に至る 平成24年４月　九州弁護士会連合会副理事長（平成25年３月まで） 平成24年４月　福岡県弁護士会会長（平成25年３月まで） 平成26年４月　日本弁護士連合会副会長（平成27年３月まで） 〈重要な兼職の状況〉 弁護士（古賀・花島法律事務所） マックスバリュ九州株式会社社外監査役	なし
		〔監査役候補者とした理由〕 長年にわたる弁護士としての豊富な経験と識見を有しており、当社社外監査役として相応しい人格、識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただけ、かつ、その監査・監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	

（※印は、新任候補者であります。）

（注）　1　井上雄介氏、古賀和孝氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。

2　井上雄介氏、古賀和孝氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、両氏が選任された場合、各証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html）に掲載しております。

3　古賀和孝氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての知識・経験により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

4　井上雄介氏、古賀和孝氏が選任された場合、当社は、両氏との間に、それぞれ会社法第423条第１項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任について

社外監査役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役１名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、補欠監査役候補者の指名にあたっては、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、社外取締役を委員長とする人事等検討委員会からの答申を踏まえ、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社普通株式の数
※ 塩　次　喜代明（しお　つぐ　き　よ あき） （昭和22年10月８日生）	平成４年４月　学校法人松山大学経営学部教授 平成５年３月　同学退職 平成５年４月　九州大学（現国立大学法人九州大学）経済学部教授 平成13年６月　株式会社産学連携機構九州取締役（非常勤） 平成15年４月　九州大学大学院経済学府産業マネジメント専攻長（ビジネス・スクール長）（平成17年３月まで） 平成21年４月　同学大学院統合新領域学府長（平成23年３月まで） 平成21年６月　株式会社産学連携機構九州取締役退任 平成23年３月　九州大学退職 平成23年３月　同学名誉教授 現在に至る 平成23年４月　公立大学法人福岡女子大学国際文理学部教授 平成24年４月　同学国際文理学部特命教授 現在に至る 平成26年６月　株式会社ゼンリン取締役（非常勤） 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 公立大学法人福岡女子大学国際文理学部特命教授 株式会社ゼンリン社外取締役	なし
	〔補欠監査役候補者とした理由〕 長年にわたる経営学の専門家としての豊富な経験と識見を有しており、当社社外監査役として相応しい人格、識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただけ、かつ、その監査・監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	

（※印は、新任候補者であります。）

（注）　1　塩次喜代明氏は、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 8 号に定める社外監査役候補者の要件を充たしております。

2　塩次喜代明氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、同氏が社外監査役に就任した場合には、各証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html）に掲載しております。

3　塩次喜代明氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間に、会社法第423条第 1 項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。

＜株主提案（第５号議案から第11号議案まで）＞

第５号議案から第11号議案までは、株主提案（72名）によるものであります。

第５号議案　定款の一部変更について（1）

◆提案内容

定款に以下の章と条文を新設し、現行定款に追加します。

第７章　その他

（避難対策事業部署の設置）

第40条　当会社に、原発及び関連施設の事故に対する避難対策事業に十分な責任をもつ部署を設置する。

さらにそれが適正であるかどうかをチェックする、専門家・市民・住民による第三者機関を設置する。

◆提案理由

福島事故が示したのは、原発事故に対する避難計画の実効性がほとんどないということである。どんな事故が起ころうと避難に対しては、徹底して具体的な実効性のある計画と施策が必要である。

原発が停止しても、原発の中に核燃料や放射性廃棄物は残る。当社も今後、玄海１号機の廃炉作業を行う。廃炉工程の概要はほとんど不明だが、いわば巨大な核のゴミと化した原発がどう処分されるのか、放射能が飛散した場合、どういう対策をとるのか。

こうした問題は、事故発生元である電力会社が、事故の現況、より安全な避難、避難場所での生活権の確保、避難が長期にわたる場合の施策を自治体・国と共に検討し、運営していく責任があり、その為にはマンパワーと費用が必要とされる。また、その避難対策策定には、少なくとも、拡大された原子力災害対策重点地域の自治体と十分な協議を行うことが求められる。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、福島第一原子力発電所の事故を教訓に、更なる安全性向上のための自主的かつ継続的な取組みを進めております。

避難計画を含む原子力防災については、原子力災害対策特別措置法に基づき、国、自治体、事業者が一体となって取り組んでおります。

自治体においては、災害対策基本法に基づき、地域防災計画及び避難計画が策定されており、国、自治体で構成される地域原子力防災協議会が、その充実・強化に向けた検討を行っております。

当社は、地域原子力防災協議会における避難計画を含む原子力防災対策の検討に積極的に参画するとともに、協議会からの支援要請に対し、誠意を持って対応していくこととしております。

また、当社は、国、自治体の防災計画と整合を図った、事業者防災業務計画を策定し、的確に遂行するとともに、避難訓練を含めた原子力防災訓練を国、自治体と連携して定期的に行うなど、防災体制の改善と防災対

策の実効性の向上に、継続して取り組んでおります。
　定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第 6 号議案　定款の一部変更について (2)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（福島第一原発の事故原因に沿った十分な新基準に合格するまで、原発を動かさない）
第41条　当会社は、福島第一原発の事故原因が明確になり、それに沿った十分な安全を保障する新基準ができ、その基準に合格するまでは、川内、玄海の原発を動かさない。

◆提案理由

2016年 3 月 9 日、高浜原発 3 、 4 号機の運転差し止め仮処分の決定が大津地裁で出された。決定の要旨をみると、現時点の新基準は不安を払拭できるものではないとある。大津地裁でさえも満足なものでないとする規制委員会の新基準だが、それでも緊急時対策所の設置は義務づけられた。当社は、申請では免震重要棟にするとしていたが、再稼働させるや否や、半年も経たない12月に反古にしてしまった。耐震ならば早くできてそれだけ安全性が増すとの根拠だが、もともとこの 3 月には免震重要棟は完成している予定であったので、建設期間の早い遅いは理由にならない。「信義則」さえも無視する会社を日本社会は容認しない。健全な会社として、人びとが十分に安心できる事業で社会貢献するべきである。よって、当社は新基準が十分な安全を保障するものとなり、その基準に忠実に沿った設備と組織を作るまでは原発を動かさないこととする。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

新規制基準は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の反省や国内外からの指摘を踏まえ、原子力規制委員会により、基準が取りまとめられ、専門家ヒアリングやパブリックコメントを経た上で、策定されております。

また、平成28年 4 月 6 日、福岡高裁宮崎支部において、川内原子力発電所運転差止仮処分の抗告審の決定が出され、安全性は確保されているとの当社主張が認められております。

川内原子力発電所の緊急時対策所については、当初、免震構造で建設する計画としていましたが、原子力施設の建設実績が豊富にあり設計期間の短縮が図れることから、耐震構造の緊急時対策棟を設置する計画に見直して設置変更許可申請を行い、現在、原子力規制委員会の審査を受けているところです。また、今回設置する耐震構造の緊急時対策棟は、基準地震動に耐えられるものとして設計しております。

なお、新規制基準で要求される緊急時対策所の機能は、現在運用中の代替緊急時対策所で満足しており、安全運転に支障をきたすものではありません。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第７号議案　定款の一部変更について（3）

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（地震、火山についての学術的検討部門の設置）
第42条　当会社は、地震、火山についての学術的検討部門を設置して、破局的自然災害の際でも問題のない方策をとることができるまでは原発の稼働を行わない。

◆提案理由

福岡高裁宮崎支部で川内原発差し止め仮処分請求が行われ、地震専門研究者と火山専門研究者から、共に「九電は学術的に間違っている」と批判され、更に、原発設計技術専門家から「九電の安全思想は、設計での安全思想とズレている」と批判された。このような現状での稼働では、重大事故を招く心配がある。重大事故になると当社の経営に甚大な損害が生じることは、福島事故を見ると明らかである。学術的間違いがなく、設計での安全思想と齟齬のない安全思想での技術を確立し、重大事故を避けて健全な経営を続けるために、新たに学術的検討部門を設置して、専門的に検討する必要がある。

その検討による、具体的な方策が実施されないままでは、何時重大事故が起きるか分からないので、原発の稼働は停止する必要がある。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、地震・火山については、新規制基準の要求事項や最新の技術的知見を踏まえ、詳細な調査結果や観測事実に基づき十分安全側に評価しております。具体的には、断層長さ等の不確かさを考慮した上で、施設の耐震設計に用いる基準地震動を策定するとともに、火山の破局的噴火に至る可能性は十分低いことを踏まえ、設計上考慮すべき火山事象として、風向等の不確かさを考慮した上で、施設の強度等に影響する火山灰の厚さを設定しております。この地震・火山の評価に対し、原子力発電所は十分な安全余裕を確保して設計しております。さらに、万が一、想定を超える自然災害が起きた場合でも、安全に原子炉を止める、冷やす、放射性物質を閉じ込めるための種々の安全対策を、ハードとソフトの両面から実施しております。

地震・火山の評価内容や想定を超える自然災害への対策の有効性は、国の審査で十分に議論し妥当との評価を頂くとともに、福岡高裁宮崎支部でも安全性は確保されているとの当社主張が認められており、当社施設が何ら問題のない安全性を有し、重大事故を招く具体的危険性はないとの判断を頂いております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第 8 号議案　定款の一部変更について (4)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（廃炉研究部門の設置）
第43条　当会社は、廃炉原発を、廃炉研究施設とし、資産として扱うよう国に変更を求め、廃炉技術の確立を進める部門を設置する。これにより、資産のまま残るので、原発は速やかに廃炉にする。

◆提案理由

いずれ、原発は廃炉になる。しかし、現時点では廃炉にすると資産ではなくなり、経営のマイナス要因になってしまう。安全な廃炉技術の確立は必要不可欠なので、廃炉原発を新技術確立の研究施設として資産扱いにして、経営に負担を与えないように国の政策の変更を求める。これにより原発を資産のまま速やかに廃炉に導く。廃炉技術の確立を担当する部門は、当社には現在無いので、新設する。

廃炉については、原発立地自治体が経済悪化を心配して反対する可能性がある。この件については、次の 2 方策によって理解を求める。

・廃炉研究の技術者を立地に常駐させ、経済的浮揚に貢献する。
・廃炉原発に代わって、効率の良い石炭ガス化複合発電所を建設し、経済的浮揚に貢献する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

我が国では、平成26年 4 月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、原子力発電は「重要なベースロード電源」と位置付けられ、さらに平成27年 7 月に決定した「長期エネルギー需給見通し」において、2030年度の原子力比率を20～22％とする電源構成比率が示されました。当社としても、エネルギーセキュリティや地球温暖化対策などの総合的な観点から、原子力発電の重要性は変わらないと考えており、今後も安全の確保を大前提に、原子力を活用していく所存です。

また、廃止措置の技術については、国内外の原子炉で、約140基の廃止措置が進められており、そのうち17基（平成28年 4 月現在）については措置が完了していることから、技術は確立されていると考えております。

当社は、国内外の廃止措置に係る様々な知見を取り入れながら、安全を最優先に、玄海原子力発電所 1 号機の廃止措置を着実に進めてまいります。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第 9 号議案　定款の一部変更について (5)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（社員研修委員会の設置） 第44条　当会社は、企業の社会的責任を果たすために、第三者による社員研修委員会を設置する。

◆提案理由

当社を始めとする各電力会社は、原発建設計画時より、国民に対して「原発は安全である。事故が起きても放射能の影響がないように防護している」と主張し、稼働を続けてきた。その結果、過酷な事故が起きてしまった。福島原発事故は、東京電力が引き起こしたとはいえ、これまでの経過を考えるならば、国と各電力会社が連帯して責任を負うべきである。

避難計画が必要になるような電力を供給しながら、避難計画は自治体に丸投げするなど、常識では考えられないことがなされている。また、30キロ圏外の住民から説明会を求められても、人数や時間を制限し、実施された所は数えるほどしかない。お客様の立場やニーズに立った事業をしているとは、到底言えない。そこで、企業の社会的責任等、企業のあり方の検討や社員研修をするために、有識者、専門家、市民からなる研修委員会を設置する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、福島第一原子力発電所の事故を教訓に、更なる安全性向上のための自主的かつ継続的な取組みを進めております。

避難計画を含む原子力防災については、国、自治体、事業者が一体となって取り組んでおります。当社は、国、自治体で構成される地域原子力防災協議会における原子力防災対策の検討に積極的に参画し、協議会からの支援要請に対し、誠意を持って対応していくこととしております。また、国、自治体の防災計画と整合を図った事業者防災業務計画の策定・的確な遂行、国、自治体と連携した原子力防災訓練の定期的な実施など、防災体制の改善と防災対策の実効性の向上に継続して取り組んでおります。

また、当社は、発電所立地自治体はもとより、その周辺地域、広くは九州全域において原子力発電所の安全対策等について、対話活動や発電所見学会などを通じて、地域の皆さまとのフェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーション活動を実施しております。

さらに、当社は、社員一人ひとりが企業の社会的責任を自覚して行動するよう、日頃の事業活動や各種研修等を通じて、その理解浸透を図っております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第10号議案　定款の一部変更について（6）

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（放射性核廃棄物処理企画検討部門の設置）
第45条　当会社は、国および事業体とは別に独自の放射性核廃棄物処理の企画検討部門を設置する。それにより、核廃棄物処理の安全性が確認されるまでは、玄海原発の再稼働は行わない。川内原発の運転も停止する。

◆提案理由

玄海原発３号機はＭＯＸ燃料を使用している。原子力政策大綱ではプルサーマルにより発生する使用済ＭＯＸ燃料の処理の方策は2010年頃から検討し、六ヶ所再処理工場の操業終了に十分間に合うように結論を出すことになっている。その間、発電所で貯蔵することになる。しかしながら、六ヶ所再処理工場の操業についても、第二再処理工場の見通しもきわめて不透明である。

また、玄海原発１号炉の廃炉決定に伴う3,000トンにも及ぶ放射性廃棄物について、「どこに」、「どのようにして廃棄するか」は明らかにされていない。

免震重要棟の問題とも重なり、玄海原発の地元では当社への不満が高まっている。長期の廃炉工程並びに原発放射性核廃棄物の処理について、住民を含む、行政及び各種団体への懇切丁寧な説明が重要である。その上で、住民の同意が得られるまでは玄海原発の再稼働は行わない。また、川内原発の運転も停止する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

我が国においては、使用済燃料の再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物について、平成12年に成立した「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき、地下300m以深の安定した地層に処分する方針です。また、昨年５月に閣議決定された「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」において、「国は、科学的により適性が高いと考えられる地域（科学的有望地）を示すこと等を通じ、国民及び関係住民の理解と協力を得ることに努める」など、国が前面に立って取り組んでいくとされています。

当社としても、国の定める基本方針に沿って、安全確保を大前提に、取り組んでまいります。

また、玄海原子力発電所１号機の廃止措置に伴い発生する約3,000トンの低レベル放射性廃棄物については、放射能レベルに応じて区分し、平成55年度の廃止措置終了前までの早い時期に、適切に処分することとしております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第11号議案　定款の一部変更について（7）

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（核燃料サイクル事業からの撤退）
第46条　当会社は、我が国は再処理技術を持たないことが明らかとなったため、使用済燃料を再処理しプルトニウムを取り出し、再び燃料として利用する核燃料サイクル事業から撤退する。

◆提案理由

我が国の原子力政策は使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウムやウラン等を再利用することを基本とした。高速増殖炉は核兵器級の高純度のプルトニウム製造が可能だが、燃料を2倍に増殖するのに90年という時間が必要であった。また我が国は再処理の技術も持たない。それは、東海再処理施設の失敗で証明されていたが、六ヶ所再処理工場でも同じことが繰り返されている。

再処理を行えば高レベルの放射性廃液が生まれるが、我が国はこの廃液をガラス固化する技術を持たない。東海再処理施設は、2014年9月付の報告書で一部の施設の使用を取りやめることとしている。しかし、今でも430㎥もの高レベル廃液が残っている。再処理事業は、プルトニウムを回収し、高レベル廃液をガラス固化できて初めて事業として完成する。東海再処理施設は、我が国が再処理技術を持たないことを明らかにした。よって、当社は核燃料サイクル事業から撤退する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

国は、平成26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、「高速炉については、米国や仏国等との国際協力を進めつつ、研究開発に取り組む」こととしております。また、使用済燃料の再処理については、「使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針」としております。本計画に基づき、日本原燃の六ヶ所再処理工場では、ガラス固化設備の試験を終了し、現在、操業開始に向け、新規制基準の審査対応に取り組まれているところです。

なお、東海再処理工場は、安全に使用済燃料を再処理した実績を有しており、再処理技術の国内定着に先導的役割を果たしたものと考えております。

当社としても、エネルギー資源に乏しい我が国において、将来にわたり安定してエネルギーを確保していくため、核燃料サイクルを確立し、限りある資源を有効利用することが必要であると考えており、安全確保を大前提に、必要な協力を継続してまいりたいと考えております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

議決権の行使についてのご案内

1　当日ご出席いただけない場合のご案内

議決権行使書、電磁的方法による議決権行使のほか、議決権を有する他の株主さまおひとりに委任して議決権をご行使いただけます。

2　書面による議決権行使のご案内

議決権行使書による議決権行使は、株主総会の前日（平成28年６月27日〔月曜日〕）午後５時までに到着したものを受け付けいたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申しあげます。

3　電磁的方法による議決権行使のご案内

⑴　電磁的方法による議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト（http://www.web54.net 以下「議決権行使サイト」といいます。）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんのでご了承ください。

（電磁的方法により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となりますので、ご注意ください。）

⑵　電磁的方法による議決権行使は、株主総会の前日（平成28年６月27日〔月曜日〕）午後５時までに行使されたものを受け付けいたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申しあげます。

⑶　書面と電磁的方法により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

⑷　電磁的方法により、複数回数の議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

⑸　議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへのダイヤルアップ接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主さまのご負担となります。

【パスワードのお取扱い】

① パスワードは、議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので、大切に保管ください。

② パスワードのお電話等によるご照会には、お答えいたしかねます。

③ パスワードは一定回数以上間違えて入力すると、ご利用できなくなります。この場合は、画面の案内に従ってお手続ください。

【電磁的方法による議決権行使のためのシステム環境】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

① インターネットにアクセスできること

② 画面の解像度が、横800ドット×縦600ドット（ＳＶＧＡ）以上であること

③ 次のアプリケーションをインストールし、使用できる状態であること

(ア) マイクロソフト社が現在サポートしているバージョンの Microsoft® Internet Explorer

(イ) アドビシステムズ社が現在サポートしているバージョンの Adobe® Reader® 又は、Adobe® Acrobat® Reader®

（議決権行使サイトで、参考書類や事業報告をご覧になる場合）

Microsoft® 及び Internet Explorer は米国マイクロソフト社の、Adobe® Reader®、Adobe® Acrobat® Reader® はアドビシステムズ社の、それぞれ米国及び各国における登録商標又は商標です。

電磁的方法による議決権行使に関してパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記までお問い合わせください。

◆三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
電話　0120-652-031（フリーダイヤル）（午前 9 時～午後 9 時）

4　議決権電子行使プラットフォームのご案内

機関投資家の皆さまにつきましては、予めお申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内いたします。

以　上

株主総会会場ご案内図

福岡市中央区渡辺通一丁目１番２号
ホテルニューオータニ博多　４階「鶴の間」

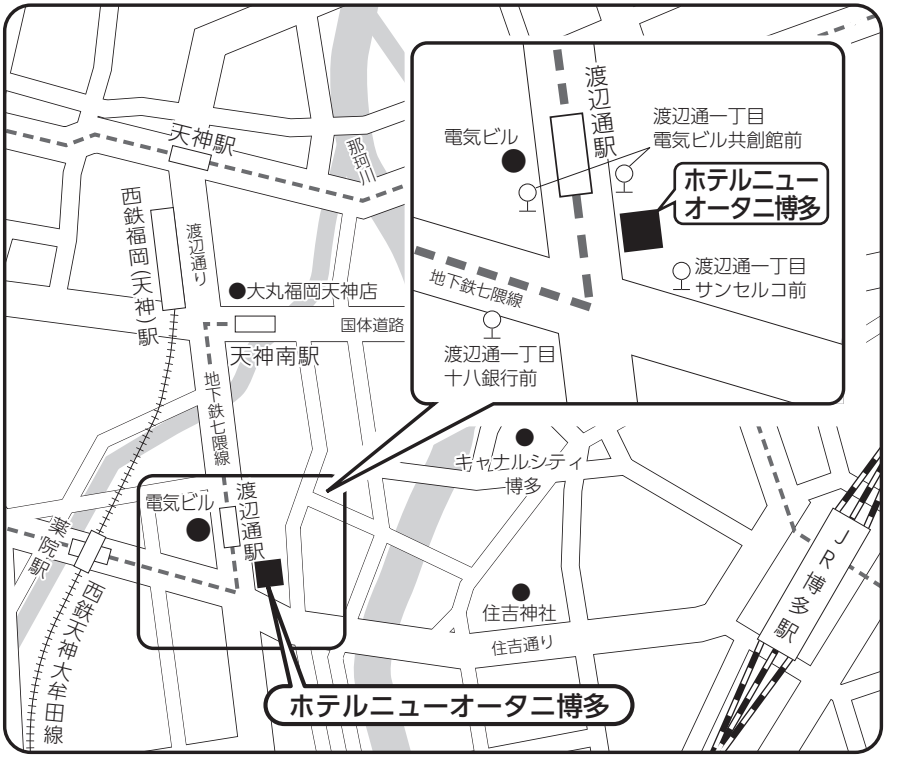

交　　通　・ＪＲ博多駅より　　バス（約10分）
・天　神　よ　り　　バス又は地下鉄（約３～10分）
・西鉄薬院駅より　　徒歩（約７分）

お 願 い　・お車でのご来場はご遠慮ください。
・グループ会社商品の配布は取りやめさせていただいております。
何とぞご理解賜りますようお願い申しあげます。

お知らせ　・「定時株主総会決議のお知らせ」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html）への掲載のみとさせていただいておりますのでご了承ください。

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、新興国経済の減速の影響などから生産や輸出などに弱い動きがみられたものの、企業収益が改善するなかで基調として緩やかに回復してきました。九州経済も、設備投資が増加したほか、雇用・所得環境の改善などにより個人消費や住宅投資も持ち直しており、緩やかに回復してきました。

当社グループにおきましては、電気事業において、全ての原子力発電所が停止し、厳しい収支・財務状況、需給状況が続いておりましたが、平成27年９月に川内原子力発電所１号機、11月に同発電所２号機が通常運転に復帰しました。

当期の業績につきましては、グループ一体となって費用削減に取り組んだことや、川内原子力発電所１、２号機の発電再開に加え、燃料価格の大幅な下落により燃料費が減少したこと、さらに、収入面では燃料費調整制度による電気料金引下げへの反映が一部翌期にずれ込んだことなどから、黒字を確保することができました。

しかしながら、玄海原子力発電所３、４号機は新規制基準への適合性審査が続いており、依然として収益力の本格的な回復には至っていない状況であるため、当社は引き続きグループ一体となって、安全確保・法令遵守・安定供給を前提に、徹底した費用削減に努めるとともに、玄海原子力発電所の早期再稼働に向けた取組みを進めてまいります。

当期の連結収支につきましては、収入面では、電気事業において、再エネ特措法交付金は増加しましたが、燃料費調整の影響による料金単価の低下や販売電力量の減少などにより電灯電力料が減少したことなどから、売上高（営業収益）は前期に比べ2.0％減の１兆8,356億円、経常収益は2.0％減の１兆8,519億円となりました。一方、支出面では、電気事業において、再生可能エネルギー電源からの購入電力料は増加しましたが、燃料価格の大幅な下落や川内原子力発電所１、２号機の発電再開などにより燃料費が減少したことに加え、グループ一体となった費用削減に取り組んだ結果、経常費用は10.3％減の１兆7,610億円となりました。

（ご参考）売上高(営業収益)と親会社株主に帰属する当期純損益の推移

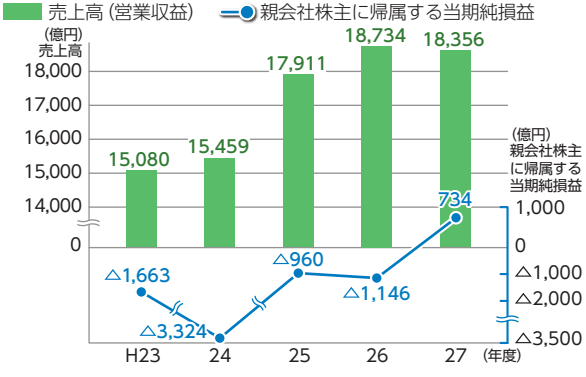

（ご参考）販売電力量の推移

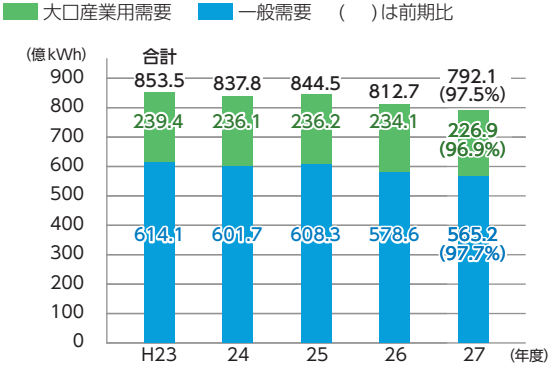

以上により、経常損益は前期の損失736億円から改善し909億円の利益、親会社株主に帰属する当期純損益は前期の損失1,146億円から改善し734億円の利益となりました。

事業別の業績（内部取引消去前）は、次のとおりとなりました。

a 電気事業

当期の販売電力量につきましては、電灯、業務用電力などの一般需要は、業務用電力の減少や、12月から３月の気温が前年に対し高めに推移したことによる暖房需要の減少などから、前期に比べ2.3％の減少となりました。また、大口産業用需要は、鉄鋼や化学などの減少から、3.1％の減少となりました。この結果、総販売電力量は792億１千万kWhとなり、2.5％の減少となりました。

一方、供給面につきましては、需要の減少や新エネルギー等の受電増加に加え、川内原子力発電所１、２号機が発電再開したこともあり、自社火力が減少しました。自社発電分と他社からの受電分を加えた発受電電力量のエネルギー別構成比でみますと、原子力10％、火力72％、水力８％、新エネルギー等10％となっております。

当期の業績につきましては、売上高は、再エネ特措法交付金は増加しましたが、燃料費調整の影響による料金単価の低下や販売電力量の減少などにより電灯電力料が減少したことなどから、前期に比べ1.7％減の１兆6,923億円となりました。一方、営業費用は、再生可能エネルギー電源からの購入電力料は増加しましたが、燃料価格の大幅な下落や川内原子力発電所１、２号機の発電再開などにより燃料費が減少したことに加え、グループ一体となった費用削減に取り組んだ結果、10.8％減の１兆5,961億円となりました。以上により、営業損益は前期の損失684億円から改善し961億円の利益となりました。

b エネルギー関連事業

売上高は、連結子会社の増加による影響はありましたが、ガス販売の減少などにより、前期に比べ1.1％減の1,846億円、営業利益は1.2％減の108億円となりました。

c 情報通信事業

売上高は、情報システム開発受託の増加などにより、前期に比べ7.3％増の1,035億円、営業利益は、ブロードバンドサービス拡大に伴う減価償却費の増加などにより、10.0％減の102億円となりました。

d その他の事業

売上高は、不動産販売や建物賃貸に係る収入の増加などにより、前期に比べ4.2％増の268億円、営業利益は、賃貸建物の減価償却費の減少などもあり、17.7％増の43億円となりました。

〈事業別の業績〉

	売上高			営業利益		
	金額（億円）	対前期増減（億円）	前期比（％）	金額（億円）	対前期増減（億円）	前期比（％）
電気事業	16,923	△ 295	98.3	961	1,646	－
エネルギー関連事業	1,846	△ 20	98.9	108	△ 1	98.8
情報通信事業	1,035	70	107.3	102	△ 11	90.0
その他の事業	268	10	104.2	43	6	117.7
計	20,073	△ 234	98.8	1,216	1,640	－
内部取引消去	△1,716	△ 142	－	△ 13	△ 4	－
連結	18,356	△ 377	98.0	1,202	1,635	－

（注）「電気事業」は、当社事業から附帯事業を除いたものであります。

2 対処すべき課題

当社は、「ずっと先まで、明るくしたい。」をブランド・メッセージとする「九州電力の思い」のもと、責任あるエネルギー事業者として、安定した電力・エネルギーをお客さまにしっかりとお届けすることを使命に、事業活動を進めております。

平成23年３月の福島第一原子力発電所における深刻な事故を契機に、当社におきましても、全ての原子力発電所が停止し、厳しい収支・財務状況、需給状況が続いておりました。

こうした中、最重要課題であります原子力発電所の再稼働につきましては、全国に先がけて、平成27年９月に川内原子力発電所１号機、11月に同発電所２号機が通常運転に復帰しました。

平成27年度の業績につきましては、グループ一体となって費用削減に取り組んだことや、川内原子力発電所１、２号機の発電再開に加え、燃料価格の大幅な下落により燃料費が減少したこと、さらに、収入面では燃料費調整制度による電気料金引下げへの反映が一部翌期にずれ込んだことなどから、５期ぶりの黒字となりました。

しかしながら、玄海原子力発電所３、４号機は新規制基準への適合性審査が続いており、依然として収益力の本格的な回復には至っていない状況です。

また、本年４月から電力小売の全面自由化が開始され、当社は厳しい競争の時代を迎えております。

このような状況のもと、当社は、昨年４月に策定した「九州電力グループ中期経営方針」（平成27～31年度）に基づき、玄海原子力発電所の早期再稼働や、あらゆる収支改善対策、小売全面自由化への取組み等に最大限の努力を傾注しており、今後も、この中期経営方針のもと、引き続き、お客さまから信頼され、選ばれ続けるため、グループを挙げて以下の取組みを推進してまいります。

Ⅰ 九州のお客さまのエネルギーに関する様々な思いにお応えしてまいります

○ 電力の安定供給の確保

質の高い電気を安定的かつ効率的にお客さまにお届けし続けるという使命を果たすため、電力設備の安全・安定運転を徹底してまいります。

原子力発電につきましては、昨年通常運転に復帰した川内原子力発電所１、２号機について、更なる安全性向上のための自主的かつ継続的な取組みを進めてまいります。また、玄海原子力発電所３、４号機について、一日も早い再稼働を目指すとともに、川内原子力発電所における、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対処するための、特定重大事故等対処施設の設置等についても、国の審査や検査に、グループを挙げて対応してまいります。

また、今後の競争の進展を見据え、競争力と安定性を備えた電源を確保するため、新大分３号系列第４軸及び松浦２号の開発を着実に進めるとともに、燃料トレーディングの実施や上流権益取得などにより、燃料調達における柔軟性の向上と競争力の強化を図ってまいります。

さらに、将来の環境変化にも柔軟に対応できるよう、原子力、石炭、ＬＮＧ及び水力・地熱等の再生可能エネルギーによるバランスの取れた供給体制を構築してまいります。

なお、太陽光など気象条件等による出力変動の大きい再生可能エネルギーにつきましては、電力の安定供給を前提としたうえで、導入に努めてまいります。

○ **多様なエネルギーサービスの提供**

当社グループの基盤である九州において、「電気をお届けする」会社から「エネルギーサービスを提供する」企業グループとなり、エネルギーに関するお客さまニーズにお応えした様々なサービスの最適な組合せを、ワンストップでお届けしてまいります。

本年４月からの電力小売の全面自由化にあたっては、多様化するお客さまのライフスタイルに対応した「新料金プラン」を創設しました。

併せて、引き続き当社をお選びいただけるよう、「九電あんしんサポート」など、お客さまが安心して暮らせる毎日をサポートする「新サービス」を展開してまいります。

また、平成29年４月から全面自由化されるガス事業につきましても、これまでの卸供給に加え、小売事業に本格的に参入してまいります。

Ⅱ 九電グループの強みを活かして、成長市場で発展してまいります

○ **海外電気事業の強化**

海外電気事業につきましては、2030年時点での発電事業持分出力500万kWを目標としており、これまで蓄積した技術・ノウハウを活かして、現在、インドネシアの北スマトラにおいて、世界最大級の地熱発電所であるサルーラ地熱発電所の建設に取り組んでおります。今後とも、市場の成長性が高いアジアを中心に発電事業を拡大してまいります。

また、ベトナムやインドにおける、高効率石炭火力発電所建設に係る事業性調査や老朽火力発電所の設備改善調査など、海外コンサルティングについても、引き続き積極的に展開してまいります。

○ **九州域外における電気事業の展開**

九州域外における電気事業につきましては、他社とのアライアンス等により、域外における電源開発にも取り組んでまいります。具体的には、出光興産株式会社及び東京ガス株式会社と三社共同で設立した株式会社千葉袖ケ浦エナジーが、石炭火力発電所開発に向けた検討と環境影響評価の手続きを進めております。

また、本年４月より、子会社の九電みらいエナジー株式会社が関東エリアでの電力販売を実施しております。

○ **再生可能エネルギー事業の拡大**

世界各地で開発・導入が進んでいる再生可能エネルギー事業につきましては、昨年６月に営業運転を開始した九電みらいエナジー株式会社の菅原バイナリー発電所など、安定供給や環境への影響を考慮しながら、地熱や水力を中心に国内外で積極的に展開してまいります。

Ⅲ 強固な事業基盤を築いてまいります

○ **競争力の源泉となる人材と組織の強化**

今後の競争の進展を見据え、情熱を持って変革をリードする人材や、創意工夫を凝らして業務の改善・改革を実践できる人材の育成に取り組んでまいります。

また、環境が大きく変化する中においても、スピード感をもって、柔軟に対応できる組織・業務運営体制を構築してまいります。

なお、平成29年４月からは、送配電事業へ「社内カンパニー」を導入して、外形的にも中立性の高い組織を設置し、より一層、公平性・透明性・中立性の確保及び自律的な業務運営に努めてまいります。

○ **九電グループ一体となった財務基盤・競争力強化**

事業活動全般にわたる徹底した効率化に努め、競争力を強化することで、収支の改善、財務基盤の回復に努めてまいります。

具体的には、燃料調達価格の低減や、業務委託範囲・内容の見直し、高効率火力発電所の優先運転の徹底による経済的な需給運用等に加え、外部知見を活用した資機材調達改革や、継続的なコスト低減に向けた原価意識の向上及び原価管理の強化に取り組んでまいります。

また、競争優位性の構築に向け、グループ一体となった技術開発の推進やこれまで培ってきた技術力・スキルの維持・継承に取り組んでまいります。

○ **安全・安心の追求**

全ての事業活動の基本として、安全・安心を最優先に取り組んでまいります。

特に、原子力につきましては、安全への取組みに終わりがないことを強く自覚し、経営トップの強いリーダーシップのもと、「原子力の安全確保」に継続的に取り組む意識を、当社社員の根底にある「電力の安定供給確保」の意識と同様に、当社のＤＮＡとして、グループの隅々にまで定着させてまいります。

また、地域の皆さまとのフェイス・トゥ・フェイスの対話活動を進め、皆さまの声を当社の取組みに反映させてまいります。

○ **ＣＳＲ（企業の社会的責任）経営の徹底**

法令遵守はもとより、社会から信頼される行動による誠実かつ公正な事業運営を徹底してまいります。

また、社会とのコミュニケーションを強化し、いただいた声を事業運営に的確に反映してまいります。併せて、迅速で分かりやすい情報公開を徹底し、事業活動の透明性を高めてまいります。

さらに、ＮＰＯなど地域の皆さまと協働で取り組むボランティア活動「こらぼらQでん」を拡大させるとともに、「九電みらい財団」を設立し、大分県坊ガツル湿原一帯における環境保全活動や当社の水源かん養林を活用した環境教育、地域の団体が行う次世代育成活動の助成を行うなど、地域社会の課題解決に貢献し、ともに発展してまいります。

当社といたしましては、これらの取組みをグループ一体となって進めることにより、持続的な成長を目指すとともに、ステークホルダーの皆さまへの価値提供を果たしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

（ご参考）九州電力グループ中期経営方針（平成27～31年度）

○ **2030年のありたい姿**

「日本一のエネルギーサービス」を提供する企業グループ
～やっぱり！エネルギーは九電グループ～

○ **ありたい姿に向けた3つの戦略の柱**

Ⅰ　基盤である九州において、「電気をお届けする」会社から「エネルギーサービスを提供する」企業グループとなり、お客さまのエネルギーに関する様々な思いにお応えし、地域・社会とともに発展していく

Ⅱ　九電グループが培ってきた強みを活かして、海外エネルギー事業、九州域外エネルギー事業、再生可能エネルギー事業で成長していく

Ⅲ　戦略実行に必要な組織力を強化し、強固な事業基盤を築く

○ **成長事業の目標**

	２０１５年	２０３０年
海外電気事業（発電事業持分出力）	１５０万kW	５００万kW
九州域外電気事業（電源開発量）	―	２００万kW
再生可能エネルギー事業（開発量）	１５０万kW	４００万kW

3 設備投資の状況

当期は、当社グループ（当社及び連結子会社）全体で総額3,238億円の設備投資を行いました。

事業区分	金額（億円）
電気事業	2,840
エネルギー関連事業	181
情報通信事業	255
その他の事業	10
内部取引消去	△ 50
合計	3,238

また、当期中に完成した設備及び建設中の設備のうち、主なものは次のとおりであります。

a 発電設備

	名称	出力（kW）
建設中	汽力 松浦発電所2号機（増設）	1,000,000
	汽力 新大分発電所3号系列第4軸（増設）	459,400

b 送電設備

	名称	電圧（kV）	亘長（km）
完成	脊振伊都線（新設）	220	19.5
建設中	日向幹線（新設）	500	124.0

c 変電設備

	名称	電圧（kV）	出力（万kVA）
完成	伊都変電所（新設）	220	60
	大分変電所（増設）	220	30
建設中	東九州変電所（増設）	500	150

4 資金調達の状況

当期における当社グループ（当社及び連結子会社）全体の外部資金調達は次のとおりであります。

a 社　　債

発 行 額　　６００億円

償 還 額　　２，１９３億円

b 借 入 金

借 入 額　　３，３６１億円

返 済 額　　２，９８８億円

5 財産及び損益の状況の推移（連結）

区分＼期	第89期 平成24年度	第90期 平成25年度	第91期 平成26年度	第92期 平成27年度(当期)
売上高（億円）	15,459	17,911	18,734	18,356
経常利益又は経常損失(△)（億円）	△ 3,312	△ 1,314	△ 736	909
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)（億円）	△ 3,324	△ 960	△ 1,146	734
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)（円）	△702.98	△203.19	△242.38	155.17
総資産（億円）	45,265	45,498	47,847	47,482

(注)　「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失」は、従来の「当期純利益又は当期純損失」から表示を変更したものであります。

6 重要な子会社等の状況

a　重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社キューデン・インターナショナル	23,150	100.0 (100.0)	海外電気事業会社の有価証券の取得及び保有
九州通信ネットワーク株式会社	22,020	100.0 (100.0)	電気通信回線の提供
大分エル・エヌ・ジー株式会社	7,500	98.0 (98.0)	液化天然ガスの受入、貯蔵、気化、送出及び販売
株式会社電気ビル	3,395	92.0 (90.4)	不動産の管理及び賃貸
北九州エル・エヌ・ジー株式会社	4,000	75.0 (75.0)	液化天然ガスの受入、貯蔵、気化、送出及び販売
九電みらいエナジー株式会社	669	100.0 (100.0)	再生可能エネルギー事業
ニシム電子工業株式会社	300	100.0 (100.0)	電気通信機器製造販売、工事及び保守
株式会社キャピタル・キューデン	285	100.0 (100.0)	有価証券の取得、保有及び事業資金の貸付
九電テクノシステムズ株式会社	327	85.2 (81.4)	電気機械器具の製造、販売及び電気計測機器の整備、保守管理
株式会社九電ハイテック	200	100.0 (100.0)	電力設備の保守及び補修
西日本空輸株式会社	360	54.7 (54.7)	航空機による貨物の輸送
西日本プラント工業株式会社	150	85.0 (85.0)	発電所の建設及び保修工事
九州高圧コンクリート工業株式会社	240	51.3 (51.3)	コンクリートポールの生産及び販売
九電産業株式会社	117	100.0 (99.6)	発電所の環境保全関連業務
九電ビジネスソリューションズ株式会社	100	100.0 (100.0)	情報システム開発、運用及び保守
株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	100	61.3 (0.0)	コンピューターソフトウェアの開発及び販売
西日本技術開発株式会社	40	100.0 (68.8)	土木・建築工事の調査及び設計
九電不動産株式会社	32	98.1 (88.5)	不動産の賃貸及び用地業務の受託
九州メンテナンス株式会社	10	82.0 (34.0)	不動産の清掃、保守
キューデン・インターナショナル・ネザランド	6,545	100.0 (0.0)	海外電気事業会社の有価証券の取得及び保有
パシフィック・ホープ・シッピング・リミテッド	4,071	60.0 (60.0)	ＬＮＧ船の購入、保有、運航、定期傭船(貸出)
キュウシュウ・エレクトリック・オーストラリア社	百万米ドル 175	100.0 (100.0)	キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社の株式保有、管理(資金、税務、会計等)
キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社	百万米ドル 166	100.0 (0.0)	ウィートストーンＬＮＧプロジェクトの鉱区権益・資産保有、生産物引取・販売
九電新桃投資股份有限公司	百万台湾ドル 2,400	100.0 (0.0)	新桃ＩＰＰ事業会社への出資
キューデン・サルーラ	百万シンガポールドル 21	100.0 (0.0)	地熱発電事業

(注)　1　当期において、キューデン・サルーラを追加いたしました。
　　2　出資比率は、当社が間接保有しているものも含めて記載しております。(括弧内は当社直接保有の比率であります。)

b　重要な関連会社の状況

会　社　名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
戸畑共同火力株式会社	9,000	50.0 (50.0)	電気の卸供給
株式会社福岡クリーンエナジー	5,000	49.0 (49.0)	廃棄物の処理及び電気・熱の供給
大分共同火力株式会社	4,000	50.0 (50.0)	電気の卸供給
株式会社九電工	7,901	24.4 (24.2)	電気工事
株式会社キューヘン	225	35.9 (35.9)	電気機械器具の製造及び販売
誠新産業株式会社	200	26.5 (18.0)	電気機械器具の販売
株式会社九建	100	15.2 (15.2)	送電線路の建設及び保修工事
ｷｭｳｼｭｳ・ﾄｳﾎｸ・ｴﾝﾘｯﾁﾒﾝﾄ・ｲﾝﾍﾞｽﾃｨﾝｸﾞ社	百万ユーロ 104	50.0 (50.0)	ウラン濃縮事業への投資
エレクトリシダ・アギラ・デ・トゥクスパン社	百万メキシコペソ 641	50.0 (0.0)	天然ガスを燃料とした発電事業
エレクトリシダ・ソル・デ・トゥクスパン社	百万メキシコペソ 493	50.0 (0.0)	天然ガスを燃料とした発電事業

(注)　出資比率は、当社が間接保有しているものも含めて記載しております。(括弧内は当社直接保有の比率であります。)

7 主要な事業内容

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の主要な事業内容は次のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
電気事業	電力供給
エネルギー関連事業	液化天然ガスの受入・貯蔵・気化・送出及び販売、再生可能エネルギー事業、電気機械器具の製造及び販売、電力設備の保守及び補修、発電所の建設及び保修工事、コンクリートポールの生産及び販売、発電所の環境保全関連業務、土木・建築工事の調査及び設計
情報通信事業	電気通信回線の提供、電気通信機器製造販売・工事及び保守、情報システム開発・運用及び保守
その他の事業	有価証券の取得・保有及び事業資金の貸付、不動産の管理及び賃貸、用地業務の受託

8 主要な事業所

a　当社の主要な事業所

(a)　本店及び支社

名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地
本店	福岡市	長崎支社	長崎市	鹿児島支社	鹿児島市
北九州支社	北九州市	大分支社	大分市	東京支社	東京都千代田区
福岡支社	福岡市	熊本支社	熊本市		
佐賀支社	佐賀市	宮崎支社	宮崎市		

(b)　主要な発電所

設備別		発電所名（所在地）
水力		天山（佐賀県）、松原、女子畑、柳又（以上大分県）、黒川第一、大平（以上熊本県）、上椎葉、岩屋戸、塚原、諸塚、山須原、西郷、小丸川、川原、一ツ瀬、大淀川第一、大淀川第二（以上宮崎県）
汽力		新小倉、苅田、豊前（以上福岡県）、松浦、相浦（以上長崎県）、新大分（大分県）、苓北（熊本県）、川内（鹿児島県）
原子力		玄海（佐賀県）、川内（鹿児島県）
内燃力		豊玉、新壱岐、福江第二、新有川（以上長崎県）、新種子島、竜郷、名瀬、新徳之島（以上鹿児島県）
新エネルギー等	風力	野間岬ウインドパーク（鹿児島県）
	地熱	滝上、大岳、八丁原、八丁原バイナリー（以上大分県）、大霧、山川（以上鹿児島県）
	太陽光	メガソーラー大牟田（福岡県）

b　重要な子会社の主要な事業所

会社名	本店所在地	会社名	本店所在地
株式会社キューデン・インターナショナル	福岡県福岡市	九電産業株式会社	福岡県福岡市
九州通信ネットワーク株式会社	福岡県福岡市	九電ビジネスソリューションズ株式会社	福岡県福岡市
大分エル・エヌ・ジー株式会社	大分県大分市	株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	熊本県熊本市
株式会社電気ビル	福岡県福岡市	西日本技術開発株式会社	福岡県福岡市
北九州エル・エヌ・ジー株式会社	福岡県北九州市	九電不動産株式会社	福岡県福岡市
九電みらいエナジー株式会社	福岡県福岡市	九州メンテナンス株式会社	福岡県福岡市
ニシム電子工業株式会社	福岡県福岡市	キューデン・インターナショナル・ネザランド	オランダ王国
株式会社キャピタル・キューデン	福岡県福岡市	パシフィック・ホープ・シッピング・リミテッド	バハマ国
九電テクノシステムズ株式会社	福岡県福岡市	キュウシュウ・エレクトリック・オーストラリア社	オーストラリア連邦
株式会社九電ハイテック	福岡県福岡市	キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社	オーストラリア連邦
西日本空輸株式会社	福岡県福岡市	九電新桃投資股份有限公司	台湾
西日本プラント工業株式会社	福岡県福岡市	キューデン・サルーラ	シンガポール共和国
九州高圧コンクリート工業株式会社	福岡県福岡市		

9 従業員の状況

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の従業員数は次のとおりであります。

事業区分	従業員数（名）
電気事業	11,089
エネルギー関連事業	6,472
情報通信事業	2,334
その他の事業	1,034
合計	20,929

（注） 従業員数は、就業人員で記載しております。

10 主要な借入先

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の主要な外部借入先は次のとおりであります。

借入先	借入金残高（億円）
株式会社日本政策投資銀行	3,206
株式会社みずほ銀行	2,749
株式会社三井住友銀行	2,172
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,507
株式会社国際協力銀行	1,474
明治安田生命保険相互会社	1,271
日本生命保険相互会社	1,161
株式会社西日本シティ銀行	902
株式会社福岡銀行	865
三井住友信託銀行株式会社	662

2 会社の株式に関する事項

当期末の当社の株式に関する事項は次のとおりであります。

1 発行可能株式総数

10億株

a 普通株式 10億株　　b A種優先株式 1,000株

2 発行済株式の総数

a 普通株式 4億7,418万3,951株　　b A種優先株式 1,000株

3 株 主 数

a 普通株式 15万8,822名　　b A種優先株式 1名

4 大 株 主

a 普通株式

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
明治安田生命保険相互会社	22,882	4.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	21,130	4.5
日本生命保険相互会社	14,763	3.1
高知信用金庫	13,082	2.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,255	2.6
九栄会	10,073	2.1
株式会社みずほ銀行	9,669	2.0
株式会社福岡銀行	8,669	1.8
株式会社三井住友銀行	8,474	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	8,215	1.7

(注) 1 持株比率は、自己株式(205,518株)を除いて計算しております。
2 九栄会は、当社の従業員持株会であります。

b A種優先株式

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社日本政策投資銀行	1,000	100.0

3 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等

氏　名	地　位	担　当	重要な兼職の状況
貫正義（ぬきまさよし）	代表取締役会長		
瓜生道明（うりうみちあき）	代表取締役社長		株式会社九電工社外監査役 株式会社西日本シティ銀行社外取締役
吉迫徹（よしざことおる）	代表取締役副社長		株式会社正興電機製作所社外取締役 株式会社富士ピー・エス社外取締役
佐藤尚文（さとうなおふみ）	代表取締役副社長		ＲＫＢ毎日放送株式会社社外取締役
荒牧智之（あらまきともゆき）	代表取締役副社長	社長室に関する事項、 ＣＳＲに関する事項、危機管理官	
伊﨑数博（いざきかずひろ）	代表取締役副社長	発電本部長	日本タングステン株式会社社外取締役
山元春義（やまもとはるよし）	取　締　役	原子力発電事業に係る社長特命事項	
薬真寺偉臣（やくしんじひでおみ）	取　締　役	常務執行役員、地域共生本部長	
佐々木有三（ささきゆうぞう）	取　締　役	常務執行役員、技術本部長	
中村明（なかむらあきら）	取　締　役	常務執行役員、発電本部副本部長	
渡辺義朗（わたなべよしろう）	取　締　役	常務執行役員、営業本部長	
長尾成美（ながおなるみ）	取　締　役	常務執行役員、経営企画本部長	
渡辺顯好（わたなべあきよし）	取　締　役		株式会社九電工社外取締役
菊川律子（きくかわりつこ）	取　締　役		放送大学学園特任教授福岡学習センター所長
小野丈夫（おのつよし）	常任監査役（常勤）		
平野俊明（ひらのとしあき）	監　査　役（常勤）		
長宣也（おさのぶや）	監　査　役（常勤）		
内海善雄（うつみよしお）	監　査　役		
古荘文子（ふるしょうふみこ）	監　査　役		古荘土地有限会社代表取締役
山出和幸（やまでかずゆき）	監　査　役		弁護士（山出和幸法律事務所） 鳥越製粉株式会社社外監査役

（注）　1　取締役中村　明、同渡辺義朗、同長尾成美、同菊川律子の４氏及び監査役長　宣也氏は、平成27年６月25日開催の第91回定時株主総会において、新たに選任され就任しました。

　また、平成27年６月25日開催の第91回定時株主総会において選任され就任した監査役太田垣立郎氏は、平成28年２月29日逝去により退任し、同日付で、平成27年６月25日開催の第91回定時株主総会において会社法第329条第３項に定める補欠監査役に選任された山出和幸氏が監査役に就任しました。

　なお、太田垣立郎氏は、平成28年１月28日から逝去までの間、重要な兼職として、株式会社ＴＡＳＡＫＩの社外取締役を兼職しておりました。

2　代表取締役鎮西正直、取締役平田宗充、同大島　洋の３氏及び監査役松井　茂、同矢田俊文の両氏は、平成27年６月25日開催の第91回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任しました。
3　代表取締役佐藤尚文氏が社外取締役を務めるＲＫＢ毎日放送株式会社は、平成28年４月１日付で株式会社ＲＫＢ毎日ホールディングスに社名を変更しております。
4　取締役山元春義氏は、平成27年６月25日をもって、代表取締役を退任しました。また同年10月１日、同氏に原子力発電事業に係る社長特命事項を委嘱しました。
5　取締役渡辺顯好、同菊川律子の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
6　監査役内海善雄、同古荘文子、同山出和幸の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
7　取締役渡辺顯好、同菊川律子の両氏及び監査役内海善雄、同古荘文子、同山出和幸の３氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、各証券取引所に独立役員として届け出ております。
　なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html）に掲載しております。
8　監査役長　宣也氏は、当社の経理部長を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	17名	256百万円
監査役	９名	73百万円

（注）1　上記のうち、社外役員（社外取締役及び社外監査役）７名に対する報酬等の額は31百万円であります。
2　当事業年度に係る取締役賞与については、支給しないことといたしました。
3　上記の取締役及び監査役の員数には、平成27年６月25日開催の第91回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役３名及び監査役２名並びに平成28年２月29日逝去により退任した監査役１名が含まれております。
4　株主総会決議による月例報酬限度額は、次のとおりであります。
　取締役　月額60百万円以内
　監査役　月額14百万円以内
5　株主総会決議による取締役賞与限度額は、年額140百万円以内であります。

3 社外役員に関する事項

a　取締役

(a)　渡辺顯好

ア　重要な兼職先と当社との関係
　同氏は、当社の関連会社である株式会社九電工の社外取締役を兼職しており、当社は同社と電気工事に関する業務委託などの取引を行っております。

イ　当事業年度における主な活動状況
　当期において開催された取締役会16回中15回に出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(b)　菊川律子

ア　重要な兼職先と当社との関係
　同氏は、放送大学学園特任教授福岡学習センター所長を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示するべき関係はありません。

イ　当事業年度における主な活動状況
　平成27年６月25日就任後に開催された取締役会12回全てに出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

b　監査役

(a)　内海善雄

ア　重要な兼職先と当社との関係
　該当する事項はありません。

イ　当事業年度における主な活動状況
　当期において開催された取締役会16回中13回、監査役会15回中13回に出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(b)　古荘文子

ア　重要な兼職先と当社との関係
　同氏は、古荘土地有限会社の代表取締役を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示するべき関係はありません。

イ　当事業年度における主な活動状況
　当期において開催された取締役会16回中15回、監査役会15回中14回に出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(c)　太田垣立郎

ア　重要な兼職先と当社との関係
　同氏は、株式会社ＴＡＳＡＫＩの社外取締役を兼職しておりましたが、当社との間に法令に基づき開示するべき関係はありません。

イ　当事業年度における主な活動状況
　平成27年６月25日就任後、平成28年２月29日逝去により退任するまでに開催された取締役会10回中８回、監査役会９回中７回に出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(d)　山出和幸

ア　重要な兼職先と当社との関係
　同氏は、山出和幸法律事務所の代表弁護士及び鳥越製粉株式会社の社外監査役を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示するべき関係はありません。

イ　当事業年度における主な活動状況
　平成28年２月29日就任後に開催された取締役会２回全て、監査役会２回全てに出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

c　責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員との間に、それぞれ会社法第423条第１項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。

4 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　84百万円

(注)　1　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2　監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　136百万円

(注)　当社の重要な子会社である大分エル・エヌ・ジー株式会社、株式会社電気ビル、株式会社キャピタル・キューデン、九電不動産株式会社、キュウシュウ・エレクトリック・オーストラリア社、キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社、九電新桃投資股份有限公司、キューデン・サルーラは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、公序良俗に反する行為があったと判断する場合、その他会計監査人に当社の監査を継続させることが相当でないと判断する場合には、当該会計監査人の解任又は不再任を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

[取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制]

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務執行の法令・定款への適合及び会社業務の適正を確保するため、以下の体制を整備する。

1 取締役の職務執行の法令等への適合を確保するための体制

○　取締役会は、原則として毎月１回、また必要に応じて随時開催し、予め定めた規程に則り、経営上の重要な事項について審議・決定する。また、取締役及び執行役員の職務執行を監督するため、職務の執行状況の報告を定期的に受ける。

　取締役会の意思決定・監督機能の有効性について取締役会構成メンバーによる評価を定期的に行う。

○　取締役会は、その監督機能の有効性を高めるため、２名以上の社外取締役の設置などにより、当社から独立した立場からの助言等を受ける。

　取締役候補者の指名や報酬などに関して、社外取締役の適切な関与・助言を得る。

○　取締役会は、法令や企業倫理、社内規程等の遵守の徹底を図るため､社長を委員長とし社外の有識者等を含めた「コンプライアンス委員会」を設置し、公正な事業活動を推進する。

○　取締役及び執行役員は、全ての事業活動の規範として定められた「九州電力グループ行動憲章」及びこれに基づく行動規範である「コンプライアンス行動指針」を率先して実践する。

　特に、託送業務における公平・中立を確保するため、規定や組織・業務運営体制を整備し、従業員に周知・徹底する。

○　取締役及び執行役員は、反社会的勢力からの不当要求に対して毅然とした態度で臨み、関係機関との連携や組織一体となった対応を図るなどして、これらの勢力との関係を遮断する。

○　取締役会、取締役及び執行役員は、監査役が、適法性を欠くおそれのある事実、あるいは会社へ著しい損害を与えるおそれのある事実等に対して勧告及び助言を行った場合は、これを尊重する。

2 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

○　取締役会議事録等の法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に係る文書については、社内規程に基づき、管理責任箇所を定め適正に保存・管理する。

○　職務執行に係る情報については、情報セキュリティに関する基本方針、規程に基づき必要に応じたセキュリティの確保を図る。

3 リスク管理に関する体制

○　経営に影響を与えるリスクについては、リスク管理に関する規程に基づき、定期的にリスクの抽出、分類、評価を行い、全社大及び部門業務に係る重要なリスクを明確にする。

○　各部門及び事業所は、明確にされた重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に織り込み、適切に管理する。

○　複数の部門等に関わるリスク及び顕在化のおそれがある重大なリスクについては、関連する部門等で情報を共有したうえで、対応体制を明確にし、適切に対処する。

○　特に、原子力については、社外の知見や意見等も踏まえ、幅広いリスクの把握に努め、継続的にその低減を図る。

○　これらのリスク等が顕在化し、非常災害や社会的信用を失墜させる事態、その他会社経営及び社会に重大な影響を与える事象が発生した場合に、これに迅速、的確に対応するため、予めその対応体制や手順等を規程に定めるとともに、定期的に訓練等を実施する。

4 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

○　取締役会決定事項のうち予め協議を必要とする事項や、社長が会社の業務執行を統轄するにあたり重要な業務の実施に関する事項について協議するための組織として、「経営会議」を設置する。また、重要事項についての事前の審議・調整を行うための会議体を必要に応じて設置する。

○　会社業務の執行にあたり、意思決定の迅速化と効率的な業務執行を図るため、「執行役員」を設置する。

○　取締役会は、代表取締役及び執行役員の業務委嘱、業務担当等を定め、代表取締役及び執行役員は、これに基づき業務の執行にあたる。

○　取締役、執行役員及び従業員の適正かつ効率的な職務執行を確保するため、「組織・権限規程」において、各部署の分掌事項、各職位の基本的役割と職務及び権限等を定める。

5 従業員の職務執行の法令等への適合を確保するための体制

(1)　法令等の遵守のための体制

○　各部門等に「コンプライアンス責任者」を設置し、「コンプライアンス委員会」において策定した基本的な方針や提言、審議した具体策等に従い、企業倫理・法令等の遵守を推進する。

○　コンプライアンスの徹底を図るため、従業員に対するＩＴ利用に伴うリスク管理も含めた教育・研修等を行い、「九州電力グループ行動憲章」及び「コンプライアンス行動指針」の浸透と定着を図る。

○　当社及びグループ会社の社員等からコンプライアンスに関する相談を受け付けるため、「コンプライアンス相談窓口」を社内、社外にそれぞれ設置し、相談者保護など、適切な運営を図る。

○　財務報告に関する内部統制を適正に運用し、必要に応じて是正できる体制を整備することによって、財務報告の信頼性確保を図る。

(2)　内部監査の体制

○　業務運営の適正性と経営効率の向上等を図るため、業務執行に対し中立性を持った内部監査組織を設置し、各部門・事業所における法令等の遵守や業務執行の状況等について監査する。

○　原子力・火力発電設備及び送変電設備等の重要な設備については、別途専任の内部監査組織を設置し、保安活動に係る品質保証体制及びこれに基づく業務執行の状況等について監査する。

6 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

○　企業グループ全体の基本理念や経営方針等を共有し、グループ一体となった経営を推進する。

○　グループの経営課題に対処するため、グループ会社にリスク等への対応策を織り込んだ事業計画の策定や実績の報告を求めるとともに、当社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、グループ会社との事前協議を行う。

○　企業グループの公正な事業活動を推進するため、グループ会社と一体となったコンプライアンス教育等を実施し、「九州電力グループ行動憲章」の周知・浸透を図るとともに、グループ各社において、行動指針の策定や内部通報窓口の設置等の促進を図る。

○　企業グループ内における相互の緊密な情報連携のため、重要なグループ会社で構成する各種会議体を設置するとともに、企業グループの情報ネットワークの活用を図る。

○　当社内部監査組織は、グループ会社に対し、必要に応じて監査を実施する。

7 監査役の職務執行の実効性を確保するための体制

(1) 監査役を補助するスタッフの体制

○　監査役の職務を補助するため、専任の組織として「監査役室」を設置し、必要な人員を配置する。

(2) 監査役スタッフの独立性を確保するための体制

○　監査役室に所属する従業員は、監査役の指揮命令の下で職務を執行する。

○　監査役室に所属する従業員の人事に関する事項については、監査役と事前に協議する。

(3) 監査役への報告に関する体制

○　取締役、執行役員及び従業員は、監査役から重要な業務執行に関する事項の報告・説明を求められた場合は、これに応じる。

　グループ会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員は、当社監査役から重要な業務執行に関する事項の報告・説明を求められた場合は、これに応じる。

○　取締役及び執行役員は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告を行う。

　グループ会社の取締役、執行役員及び監査役は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、速やかに当社監査役に報告を行う。

○　取締役は、監査役に上記の報告を行った者がそれにより不利な取扱いを受けないように適切に対応する。

(4) その他監査役の監査の実効性を確保するための体制

○　取締役は、監査役からの「経営会議」等重要会議への出席要請に応じるとともに、重要文書の閲覧、その他監査業務の執行に必要な調査及び費用の確保に協力する。

○　代表取締役及び内部監査部門は、監査役と定期的に会合をもち、意見交換等を行う。

[当該体制の運用状況の概要]

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」の整備・運用状況については、各部門における自己評価及び内部監査部門による監査を行い、取締役会にて確認いたしました。

当事業年度における運用状況の概要については次のとおりであります。

- 取締役会を、原則として毎月１回、また必要に応じて随時開催し、企業経営の重要事項の決定並びに業務の執行状況の監督を行っております（平成27年度16回開催）。
- 独立性の高い社外取締役を２名選任し、その経験や知見から、取締役会等において議案審議等に必要な発言や助言を受けるなど、経営に対する監督機能の強化を図っております。
- 「コンプライアンス委員会」を設置（平成27年度２回開催）し、コンプライアンス経営に関する提言や取組み状況のモニタリング等を行うとともに、「コンプライアンス相談窓口」を設置、運営し、コンプライアンス経営を推進しております。
- 送配電ネットワーク利用等に関する規定や組織・業務運営体制の整備などにより、託送業務における公平性・透明性の確保、情報管理の徹底に努めております。
- 情報の取扱いや情報セキュリティに関する規定及び管理体制を整備し、情報の適正な保存・管理を行うとともに、必要に応じたセキュリティの確保を図っております。
- 非常災害等をはじめ事業全般における様々なリスクの抽出、評価を定期的に行い、重要なリスクを明確にするとともに、対応策を事業計画に織り込むなど、リスク管理の徹底を図っております。

- 「経営会議」（平成27年度39回開催）及び各種会議体を設置し、企業経営上の重要な意思決定に関する協議などを行っております。
- 「組織・権限規程」など関係規定を整備するとともに、業務運営体制や責任と権限を明確化し、適正かつ効率的な業務執行に努めております。
- 財務報告に関する内部統制を適正に運用し、必要に応じて是正できる体制整備を図るとともに、「財務報告開示委員会」を設置、運営し、財務報告の信頼性、適正性の確保に努めております。
- 平成27～31年度の５か年を対象とする新たな「グループ中期経営方針」を策定し、グループ内の緊密な情報連携を図ることなどにより、持続的な成長を目指したグループ一体となった経営を推進しております。
- 業務執行に対し中立性を持った内部監査部門を設置し、法令等の遵守や業務執行状況、保安活動に係る品質保証等に関する監査や必要に応じた提言を実施することなどにより、業務運営の適正性と経営効率の向上等を図っております。
- 監査役の職務を補助する専任組織として「監査役室」を設置するとともに、監査の計画立案、実施等において内部監査部門と緊密な連携を図ることなどにより、監査役の監査の実効性、効率性を高めております。

連結計算書類

連結貸借対照表（平成28年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部

科目	金額
固定資産	**4,019,437**
電気事業固定資産	**2,319,959**
水力発電設備	274,879
汽力発電設備	154,958
原子力発電設備	261,036
内燃力発電設備	17,496
新エネルギー等発電設備	13,606
送電設備	641,128
変電設備	219,456
配電設備	616,508
業務設備	115,107
その他の電気事業固定資産	5,782
その他の固定資産	**336,714**
固定資産仮勘定	**438,058**
建設仮勘定及び除却仮勘定	417,187
原子力廃止関連仮勘定	20,870
核燃料	**283,227**
装荷核燃料	69,932
加工中等核燃料	213,295
投資その他の資産	**641,477**
長期投資	112,146
使用済燃料再処理等積立金	270,095
退職給付に係る資産	9,403
繰延税金資産	136,691
その他	114,505
貸倒引当金（貸方）	△ 1,364
流動資産	**728,799**
現金及び預金	420,340
受取手形及び売掛金	171,148
たな卸資産	59,827
繰延税金資産	29,425
その他	48,870
貸倒引当金（貸方）	△ 813
合計	**4,748,237**

負債及び純資産の部

科目	金額
固定負債	**3,408,330**
社債	994,286
長期借入金	1,741,967
使用済燃料再処理等引当金	279,585
使用済燃料再処理等準備引当金	30,009
退職給付に係る負債	101,961
資産除去債務	213,006
繰延税金負債	95
その他	47,417
流動負債	**832,376**
1年以内に期限到来の固定負債	378,586
短期借入金	116,912
支払手形及び買掛金	86,662
未払税金	29,527
繰延税金負債	61
その他	220,626
引当金	**7,627**
渇水準備引当金	7,627
負債合計	**4,248,333**
株主資本	**500,663**
資本金	237,304
資本剰余金	130,368
利益剰余金	133,675
自己株式	△ 684
その他の包括利益累計額	**△ 20,734**
その他有価証券評価差額金	2,839
繰延ヘッジ損益	△ 1,255
為替換算調整勘定	△ 2,280
退職給付に係る調整累計額	△ 20,037
非支配株主持分	**19,973**
純資産合計	**499,903**
合計	**4,748,237**

連結損益計算書（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

費用の部

科目	金額
営業費用	**1,715,435**
電気事業営業費用	1,584,556
その他事業営業費用	130,879
営業利益	(120,256)
営業外費用	**45,623**
支払利息	39,317
その他	6,306
当期経常費用合計	**1,761,059**
当期経常利益	**90,916**
渇水準備金引当又は取崩し	**5,934**
渇水準備金引当	5,934
税金等調整前当期純利益	**92,499**
法人税等	**17,359**
法人税等	12,038
法人税等調整額	5,320
当期純利益	**75,140**
非支配株主に帰属する当期純利益	**1,641**
親会社株主に帰属する当期純利益	**73,499**

収益の部

科目	金額
営業収益	**1,835,692**
電気事業営業収益	1,688,328
その他事業営業収益	147,364
営業外収益	**16,283**
受取配当金	1,921
受取利息	4,161
持分法による投資利益	6,052
その他	4,148
当期経常収益合計	**1,851,976**
特別利益	**7,518**
固定資産売却益	1,683
有価証券売却益	2,935
退職給付制度改定益	2,899

計算書類

貸借対照表（平成28年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部

科目	金額
固定資産	**3,718,409**
電気事業固定資産	**2,354,128**
水力発電設備	278,006
汽力発電設備	156,336
原子力発電設備	265,015
内燃力発電設備	18,073
新エネルギー等発電設備	13,860
送電設備	648,615
変電設備	223,361
配電設備	627,855
業務設備	117,221
貸付設備	5,782
附帯事業固定資産	**8,759**
事業外固定資産	**3,401**
固定資産仮勘定	**398,003**
建設仮勘定	372,858
除却仮勘定	4,274
原子力廃止関連仮勘定	20,870
核燃料	**283,227**
装荷核燃料	69,932
加工中等核燃料	213,295
投資その他の資産	**670,887**
長期投資	82,382
関係会社長期投資	188,572
使用済燃料再処理等積立金	270,095
長期前払費用	7,589
前払年金費用	15,575
繰延税金資産	107,183
貸倒引当金（貸方）	△ 510
流動資産	**603,033**
現金及び預金	371,424
売掛金	143,471
諸未収入金	6,670
貯蔵品	42,284
前払金	1
前払費用	1,658
関係会社短期債権	1,127
繰延税金資産	25,743
雑流動資産	11,198
貸倒引当金（貸方）	△ 547
合計	**4,321,442**

負債及び純資産の部

科目	金額
固定負債	**3,169,875**
社債	994,386
長期借入金	1,566,188
長期未払債務	6,190
リース債務	1,943
関係会社長期債務	2,364
退職給付引当金	66,556
使用済燃料再処理等引当金	279,585
使用済燃料再処理等準備引当金	30,009
資産除去債務	211,447
雑固定負債	11,201
流動負債	**758,749**
1年以内に期限到来の固定負債	351,131
短期借入金	114,000
買掛金	66,429
未払金	43,743
未払費用	96,453
未払税金	22,244
預り金	1,452
関係会社短期債務	46,081
諸前受金	15,698
雑流動負債	1,515
引当金	**7,627**
渇水準備引当金	7,627
負債合計	**3,936,251**
株主資本	**383,985**
資本金	**237,304**
資本剰余金	**130,396**
資本準備金	31,087
その他資本剰余金	99,309
利益剰余金	**16,723**
利益準備金	59,326
その他利益剰余金	△ 42,602
海外投資等損失準備金	15
繰越利益剰余金	△ 42,618
自己株式	**△ 439**
評価・換算差額等	**1,205**
その他有価証券評価差額金	724
繰延ヘッジ損益	481
純資産合計	**385,190**
合計	**4,321,442**

損益計算書（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

費用の部

科目	金額
営業費用	**1,607,639**
電気事業営業費用	**1,596,132**
水力発電費	38,922
汽力発電費	426,610
原子力発電費	154,731
内燃力発電費	20,808
新エネルギー等発電費	9,082
地帯間購入電力料	5,357
他社購入電力料	381,468
送電費	82,837
変電費	43,567
配電費	138,527
販売費	53,087
貸付設備費	31
一般管理費	89,300
原子力廃止関連仮勘定償却費	821
再エネ特措法納付金	104,111
電源開発促進税	30,852
事業税	16,150
電力費振替勘定（貸方）	△ 136
附帯事業営業費用	**11,506**
空調事業営業費用	2,137
ガス供給事業営業費用	9,129
その他附帯事業営業費用	239
営業利益	**（ 97,846）**
営業外費用	**41,797**
財務費用	**37,235**
支払利息	37,056
社債発行費	178
事業外費用	**4,561**
固定資産売却損	77
雑損失	4,483
当期経常費用合計	**1,649,436**
当期経常利益	**74,338**
渇水準備金引当又は取崩し	**5,934**
渇水準備金引当	5,934
税引前当期純利益	**75,812**
法人税等	**10,484**
法人税等	4,909
法人税等調整額	5,574
当期純利益	**65,328**

収益の部

科目	金額
営業収益	**1,705,485**
電気事業営業収益	**1,692,316**
電灯料	614,284
電力料	823,622
地帯間販売電力料	523
他社販売電力料	18,731
託送収益	13,095
事業者間精算収益	4,544
再エネ特措法交付金	203,758
電気事業雑収益	13,407
貸付設備収益	349
附帯事業営業収益	**13,169**
空調事業営業収益	2,864
ガス供給事業営業収益	9,476
その他附帯事業営業収益	828
営業外収益	**18,289**
財務収益	**15,305**
受取配当金	11,216
受取利息	4,089
事業外収益	**2,983**
雑収益	2,983
当期経常収益合計	**1,723,775**
特別利益	**7,408**
固定資産売却益	2,054
有価証券売却益	2,455
退職給付制度改定益	2,899

〈ご参考〉

連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、以下に示したインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html



※この画面はイメージです。

第92期 連結株主資本等変動計算書・連結注記表
及び 株主資本等変動計算書・個別注記表

メ　モ

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

九州電力株式会社
取 締 役 会　御 中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本 野 正 紀 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 澤　　啓 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	室 井 秀 夫 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、九州電力株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、九州電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

九州電力株式会社
取 締 役 会　御 中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本 野 正 紀 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 澤　　啓 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	室 井 秀 夫 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、九州電力株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④原子力発電所の安全対策については、より一層の安全確保に向けた取組みを進めていることを確認しております。監査役会は、今後も実施状況等を注視してまいります。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月13日

九州電力株式会社　監査役会

常任監査役（常勤）	小　野　丈　夫	㊞
監　査　役（常勤）	平　野　俊　明	㊞
監　査　役（常勤）	長　　宣　也	㊞
監　査　役	内　海　善　雄	㊞
監　査　役	古　荘　文　子	㊞
監　査　役	山　出　和　幸	㊞

（注）　1　平成27年６月25日開催の第91回定時株主総会において選任された監査役太田垣立郎は、平成28年２月29日逝去により退任し、同日付で補欠監査役の山出和幸が監査役に就任しました。

2　監査役内海善雄、監査役古荘文子及び監査役山出和幸は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上